(二)　会員であるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、クレジットカード番号等の適切な管理及び不正な利用の防止のために必要なクレジットカード等購入あっせん関係販売業者等に係る情報として経済産業省令で定めるものを取得したときは、認定割賦販売協会に報告しなければならないこととした。（第三五条の二〇関係）

4　罰則

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の無登録営業等について罰則を定めることその他の所要の規定を整備することとした。（第四九条～第五五条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇道路運送法の一部を改正する法律（法律第一〇〇号）（国土交通省）

1　旅客自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充（第七条関係）

(一)　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者が許可を受けることができない期間を二年から五年へ延長することとした。

(二)　許可を取り消された者が許可を受けることができない期間を二年から五年へ延長することとした。

(三)　許可を受けようとする者と密接な関係を有する者が許可を取り消されてから五年を経過していない場合を欠格事由に追加することとした。

(四)　許可の取消しに係る聴聞を実施する旨の通知を受けた日から当該取消しの処分を行うか否かを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過していない場合を欠格事由に追加することとした。

(五)　事業場への立入検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から五年を経過していない場合を欠格事由に追加することとした。

(六)　(四)に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、(四)の通知の日前六〇日以内に当該届出に係る法人の役員であった者で、当該届出の日から五年を経過していない場合を欠格事由に追加することとした。

2　一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新制の導入（第八条関係）

一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うこととした。

3　旅客自動車運送事業の運行管理者資格者証の欠格事由の拡充（第二三条の二第二項関係）

運行管理者資格者証の返納を命じられた者に運行管理者資格者証の交付を行わないことができる期間を二年から五年へ延長することとした。

4　一般旅客自動車運送事業の休止及び廃止に係る事後届出制の見直し（第三八条第一項関係）

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く一般旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、休止又は廃止の三〇日前までに国土交通大臣に届け出なければならないこととした。

5　旅客自動車運送適正化事業実施機関による負担金徴収制度の創設等（第四三条の九～第四三条の二二関係）

一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、一般貸切旅客自動車運送事業者から負担金を徴収することができることとする等、所要の規定を設けることとした。

6　罰則の強化（第九七条及び第九九条関係）

道路運送法第二七条第三項の規定による輸送の安全確保命令に違反した一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する罰則を強化することとした。

7　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、2については平成二九年四月一日から施行することとした。

◇民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（法律第一〇一号）（内閣府本府）

1　目的

この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　休眠預金等に係る資金の移管及び管理

(一)　金融機関は、最終異動日等から九年を経過した預金等があるときは、最終異動日等から一〇年六月を経過する日までに、最終異動日等に関する事項等を公告しなければならないこととし、公告に先立ち、当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等を特定するに足りる事項の通知を発しなければならないこととした。（第三条関係）

(二)　金融機関は、(一)の公告をした日から二月を経過した休眠預金等があるときは、納期限までに、預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権の額に相当する額の金銭（以下「休眠預金等移管金」という。）を、預金保険機構に納付しなければならないこととした。（第四条関係）

(三)　休眠預金等に係る債権について(二)による休眠預金等移管金の納付があったときは、その納付の日において、当該債権は消滅することとし、当該債権に係る預金者等であった者は、預金保険機構に対し、その旨を申し出たときは、当該債権の元本の額に利子に相当する金額を加えた額の金銭の支払を請求することができることとした。（第七条関係）

(四)　預金保険機構は、(二)により納付された休眠預金等移管金に相当する額から準備金の額等を控除した金額のうち、6(二)の事業計画の実施に必要な金額として休眠預金等交付金を指定活用団体に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を積み立てなければならないこととした。（第八条関係）

3　預金保険機構の業務の特例等

(一)　預金保険機構の業務の特例に関する規定を設けることとした。（第九条関係）

(二)　支払等業務の委託、手数料、算出方法書、区分経理、準備金の積立て及び借入金に関する規定を設けることとした。（第一〇条～第一五条関係）

4　休眠預金等交付金に係る資金の活用

(一)　休眠預金等交付金に係る資金は、国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されることとした。（第一六条関係）

(二)　(一)の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいうこととした。（第一七条関係）

(1)　子ども及び若者の支援に係る活動

(2)　日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

(3)　地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

(4)　(1)～(3)までに準ずるものとして内閣府令で定める活動

5　基本方針及び基本計画

(一)　内閣総理大臣は、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念にのっとり、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこととした。（第一八条関係）

(二)　内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画を定めなければならないこととした。（第一九条関係）